

## 市バス九条営業所用地（一部） 活用事業者募集要項

京都市交通局所有地（市バス九条営業所用地の一部）を自転車等駐車場として活用していただける事業者を募集します。

### 目 次

第1	公募の概要について・・・・・・・・・・	2
第2	応募申込及び提案内容について・・・・・・・・	2
第3	事業者の決定について・・・・・・・・・・	5
第4	その他・・・・・・・・・・	6

令和6年1月

京都市交通局

## 第1 公募の概要について

### 1 対象物件

所 在 京都市南区東九条下殿田町70番の一部  
地 目 宅地  
地 積 92.4平方メートル

### 2 利用形態

行政財産目的外使用許可

### 3 使用許可期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、当局が認めた場合には、使用許可の更新をすることができます。

### 4 最低使用料

最低使用料は、下記のとおりです。最低使用料を下回る金額での応募は受け付けられませんので、ご注意ください。

最低使用料	年額 652,000 円（非課税）
-------	-------------------

### 5 引渡形態

令和6年3月31日までに現事業者が現状復旧を行った後、新事業者に引き渡します。なお、対象物件の返還時には、原状復旧を行っていただきます。

## 第2 応募申込及び提案内容について

### 1 応募資格

応募できる事業者は、法人とし、本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容を責任もって実現できる事業者とします。ただし、次の各号に該当する場合は、応募できません。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない法人又は該当公示の日の前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした法人
- (2) 会社更生法の適用を申請した法人で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない法人
- (3) 民事再生法の適用を申請した法人で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない法人
- (4) 法人税、消費税が未納となっている法人
- (5) 京都市の法人市民税、固定資産税が未納となっている法人
- (6) 京都市の水道料金及び下水道使用料が未納となっている法人

- (7) 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、京都市暴力団排除条例（平成 24 年京都市条例第 45 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる法人
- ア 応募しようとする法人の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき
  - イ 応募しようとする法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 競争入札に参加しようとする法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき
- (8) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「風俗営業」に該当する法人
- (9) 公序良俗に反する法人
- (10) 対象物件を自ら使用しない法人（フランチャイズ等、実質的に第三者による活用と認められる用途での応募は認められません）
- (11) その他交通局物件の活用にふさわしくない法人

## 2 活用用途

自転車、原動機付自転車及び自動二輪車が駐車可能な自転車等駐車場として活用していただきます。

自転車の駐車区画の設置は必須とし、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「バイク」という。）の駐車区画の設置は任意とします。バイクの駐車区画を設ける場合は、対象物件の面積のうち東側 3 分の 1 までを限度とし、下記(1)基本条件のウの対応を行うことを条件とします。

### (1) 基本条件

ア 事業者は、当局から行政財産の目的外使用許可を受け、自らの出資により駐車場を整備し、下記の管理運営等を行っていただきます。

(ア) 植栽・舗装等の駐車場基盤や、ラック、柵、案内板、標識、標示、照明、地下埋設配線及び料金徴収機器等のすべての施設整備及び維持管理（現在、駐車場用の照明や料金徴収機器等に利用できる電源はありません。もし、これらが必要な場合は、自らの出資により地下埋設配線を含む施設整備を行っていただきます。）

(イ) 料金徴収など駐車場の管理運営全般

(ロ) 管理運営上、発生するトラブルへの対応

(ハ) 駐車場内とその周辺における巡回及び清掃活動

(ニ) 自転車等利用者への駐車指導及び利用案内

イ 施設の設置、事業期間中の維持修繕及び管理運営に係る一切の経費を負担していただきます。

ウ バイクの駐車区画を設置する場合、下記の対応を行っていただきます。

- (ア) 壁面等にバイクの駐車区画であることをわかりやすく表示
  - (イ) 利用者がバイクで歩道上を走行しないよう注意喚起の看板を設置
- エ 駐車場の管理運営方法は、有人、無人を問いません。ただし、有人の場合、対象物件内への事務所設置は認められないため、事業者負担により、対象物件外での設置を検討してください。また、無人の場合には、緊急時や利用者への対応等のため、利用時間中の対応が可能な連絡体制及び巡回体制を構築してください。
- オ 駐車場内は、実情に応じた頻度で清掃を行い、常に良好な環境を維持してください。また、駐車場外についても、実情に応じた頻度で清掃を行い、良好な環境の維持に努めてください。
- カ 事業者の自己都合などにより事業を廃止した場合や目的外使用許可の更新が行われなかった場合又は許可の取り消しが行われた場合は、事業者により駐輪器具等を撤去し、使用箇所を原状に回復していただくこととなります。この場合の費用は事業者の負担とします。
- キ 工事の着手前には、工事方法、工程等を当局に連絡し、承認を受けてください。また、関係機関との調整を必ず行ってください。

## (2) 禁止事項

- ア 対象物件を転貸すること
- イ 対象物件上に建築物を設置すること

## 3 応募書類の受付

持参のみの受付とします。事前にご連絡のうえお越しくください。

### (1) 受付期間

令和6年2月1日(木)～2月9日(金)

午前9時から午後5時まで

※ 土日祝を除く。

### (2) 受付場所

京都市交通局自動車部管理課(サンサ右京4階)

電話：075-863-5116

## 4 応募書類

書類の大きさは、すべてA4又はA3としてください。

- (1) 誓約書(様式1)
- (2) 応募申込書(様式2)
- (3) 活用提案書
- (4) 会社概要  
経歴、資本金、従業員数、事業内容等が分かるもの
- (5) 履歴事項全部証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 決算書(直近3年分)

- (8) 納税証明書
  - ア 国税等（法人税と消費税）  
納税証明書（「その3の3」又は「その3」）
  - イ 京都市税（法人市民税と固定資産税）（直近2年分）
    - (7) 法人市民税：京都市内に事業所等が所在する場合
    - (4) 固定資産税：京都市内に固定資産（土地・家屋に限る）を所有する場合
- (9) 京都市水道料金・下水道使用料納付証明書
  - ※ 京都市内に事業所等が所在する場合のみ提出してください。
  - ※ 令和5年12月1日以降に発行のものを提出してください。
- (10) 京都市暴力団排除条例施行規則第4条に規定する誓約書
- (11) 委任状（様式3）※代理人による応募の場合のみ

## 5 応募申込の内容

以下の項目について応募書類を作成し、提出してください。

- (1) 使用料  
応募申込書（様式2）に記載してください。  
なお、使用料の支払いは年1回とし、毎年4月に納付していただきます。
- (2) 本物件の活用内容等  
本物件の活用内容をはじめ、売上管理方法、売上予想、環境対策、管理の手法その他、独自の提案・PR等を記載した活用提案書を作成し、提出してください。  
※体裁は自由とします。

## 6 その他

- (1) 応募書類は、返却しません。
- (2) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 応募書類について、追加資料の提出又は説明を求める場合があります。

## 第3 事業者の決定について

### 1 事業者の決定

- (1) 募集要項、使用許可書案の条件を満たす応募者の中で、応募申込書記載の使用料額が最も高額であった事業者に決定します。
- (2) 選定結果は、すべての申込者へ郵送により通知します。
- (3) 募集要項、使用許可書案の条件を満たすものがない場合、事業者の決定がない場合があります。
- (4) 事業者の決定は、令和6年2月下旬の予定です。

### 2 事業者決定の取消

次の場合には、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかったとき。
- (2) 事業者が資金状況の変化等により対象物件の活用ができないとみなされるとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為などを行ったとき。

## 第4 その他

### 1 許認可等の取得

対象物件の活用に関して許認可等を必要とする場合は、事業者の責任において許認可等を取得してください。また、取得した許認可証の写しを当局に提出してください。

### 2 滞納等による許可の取り消し

使用料を2箇月以上滞納した場合や、周辺施設の秩序を乱す行為があった場合、使用許可の取り消しをさせていただくことがあります。

### 3 権利譲渡の禁止

事業者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、担保の用に供する等の処分をすることはできません。

### 4 その他

- (1) この要項について疑義が生じた場合は、当局の解釈によります。
- (2) 交通局は、応募内容や審査に関する問い合わせには一切応じられません。
- (3) 事業者決定の取消等があった場合は、次点以下の者と協議します。
- (4) 本件に応募し事業者に選定された場合であっても、関係機関の許可等が得られない場合は、使用許可ができない場合があります。